一　地域再生計画の作成主体の名称　赤磐市
二　地域再生計画の名称　民間主導型公民連携による新しい形のまちづくり（ニュータウンリノベーションを起点としたエリアマネジメントの実現）
三　地域再生計画の区域の範囲　赤磐市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百七十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　真庭市
二　地域再生計画の名称　人口減少を緩やかにし地域を維持するプロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　真庭市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百七十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　真庭市及び岡山県真庭郡新庄村の全域
二　地域再生計画の名称　真庭版ＤＭＯ「一般社団法人　真庭観光局（仮称）」を中心とした観光地域づくり推進体制支援事業
三　地域再生計画の区域の範囲　真庭市及び岡山県真庭郡新庄村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百七十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　広島県
二　地域再生計画の名称　生産性向上支援事業
三　地域再生計画の区域の範囲　広島県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百七十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　竹原市
二　地域再生計画の名称　歴史文化・自然を活用したまちの賑わい創出計画
三　地域再生計画の区域の範囲　竹原市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百七十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　庄原市
二　地域再生計画の名称　高齢者の「笑顔と元気づくり」いちばんプロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　庄原市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百七十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　広島県山県郡北広島町
二　地域再生計画の名称　地元高等学校支援事業
三　地域再生計画の区域の範囲　広島県山県郡北広島町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百七十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山口県
二　地域再生計画の名称　地域の企業や大学の強みを活かしたバイオ関連産業創出支援事業
三　地域再生計画の区域の範囲　山口県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百八十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　萩市
二　地域再生計画の名称　雇用・就業環境改革総合強化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　萩市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百八十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　下松市
二　地域再生計画の名称　笠戸島を拠点とした「くだまつ」観光・産業魅力創生プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　下松市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第五百八十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十五項の規定に基づき、平成三十年三月三十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三